

東大阪市上下水道局管理規程第 1 4 号

東大阪市上下水道局に勤務する企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 0 日

東大阪市上下水道事業管理者

江 原 竜 二

東大阪市上下水道局に勤務する企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程

東大阪市上下水道局に勤務する企業職員の通勤手当支給規程（平成 1 5 年東大阪市水道局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給の始期及び<u>終期等</u>） 第 1 3 条 通勤手当の支給は、職員に新たに第 2 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する<u>月</u>から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、<u>第 4 条第 1 項</u>の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する<u>月</u>から行うものとする。 2 通勤手当は、これを受けている職員にその	（支給の始期及び<u>終期</u>） 第 1 3 条 通勤手当の支給は、職員に新たに第 2 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する<u>月の翌月</u>（その日が月の初日であるときは、その日の属する<u>月</u>）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、<u>第 4 条</u>の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する<u>月の翌月</u>（その日が月の初日であるときは、その日の属する<u>月</u>）から行うものとする。 2 通勤手当は、これを受けている職員にその

額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月からその額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合

(第3号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第4条第2項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合

又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして管理者が定める場合 管理者の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、管理者が定める。

(支給方法等)

第16条 第2条第1項の職員に対する通勤手

額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

(支給方法等)

第16条 第2条第1項の職員に対する通勤手

当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日（以下この条において「<u>支給日</u>」という。）に支給する。ただし、<u>次に掲げる場合は、支給日後に支給することができる。</u> <u>（１） 通勤手当に係る事実が確認できない等の場合</u> <u>（２） 職員に新たに第２条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日が支給日以後となる場合</u> 2 （略）	当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、<u>当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。</u> 2 （略）
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第１３条の規定は、この規程の施行の日以後に職員に新たに第２条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合又は通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合について適用し、同日前に職員に新たに当該要件が具備されるに至った場合又は通勤手当を受けている職員に当該事実が生ずるに至った場合については、なお従前の例による。